

# 北九州市

精神障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり

北九州市では、平成20年から令和2年度まで、医療機関関係、事業所関係、家族会、行政の関係者により構成された「精神保健医療福祉連絡会議」を年に数回実施する等、精神障害者の地域移行の取り組みについて協議してきました。

令和3年度より本市の付属機関（北九州市精神保健福祉審議会）で精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議することとなり、医療機関、福祉事業所、学識者、家族会、人権関係と更に幅の広い協議ができるようになりました。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

北九州市



取組内容

【協議の場】

- 北九州市精神保健福祉審議会を開催

【ピアサポート活動及び障害者家族の支援】

- ピアサポーター養成及びフォローアップ講座の実施
- 家族相談会の実施

【精神医療相談の構築】

- 夜間休日精神医療相談窓口の設置

【精神障害者の地域移行】

- ピアサポート活動の実施
- 地域移行ガイドブックの作成、配布
- 措置入院者の退院後支援

【研修】

- 精神障害者地域移行研修の開催

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数 (R6年4月時点)	1	か所
市町村数 (R6年4月時点)	1	市町村
人口 (R6年4月時点)	909,579	人
精神科病院の数 (R5年6月時点)	18	病院
精神科病床数 (R5年6月時点)	4,024	床
入院精神障害者数 (R5年6月時点)	合計	3,287 人
	3か月未満 (%: 構成割合)	651 人 19.8 %
	3か月以上1年未満 (%: 構成割合)	585 人 17.8 %
	1年以上 (%: 構成割合)	2,051 人 62.4 %
	うち65歳未満	579 人
	うち65歳以上	1,472 人
退院率 (R●年●月時点)	入院後3か月時点	- %
	入院後6か月時点	- %
	入院後1年時点	- %
相談支援事業所数 (R6年10月時点)	基幹相談支援センター数	1 か所
	一般相談支援事業所数	23 か所
	特定相談支援事業所数	122 か所
保健所数 (R6年4月時点)	1	か所
(自立支援) 協議会の開催頻度 (R5年度)	(自立支援) 協議会の開催頻度	35 回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	無
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R6年4月時点)	都道府県	有・無
	障害保健福祉圏域	有・無
	市町村	有 1 / 1
		か所 / 障害圏域数
		か所 / 市町村数

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

### 1 協議の場

- ・精神保健福祉審議会の開催

### 2 精神医療相談体制の構築

- ・夜間休日精神医療相談電話の実施

### 3 ピアサポート活動及び障害者家族の支援

- ・ピアサポート活動の普及啓発
- ・ピアサポーター養成及びフォローアップ講座の実施
- ・家族相談会の実施

### 4 精神障害者の地域移行

- ・ピアサポート活動の実施
- ・市独自の地域移行支援ガイドブックを作成
- ・措置入院者の退院後支援の実施

### 5 研修

- ・地域移行研修会の開催

### 3-① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

#### 【平成20年度～令和2年度】「北九州市精神保健医療福祉連絡会議」

(年数回開催：相談支援事業所主催)

- ・ 構成：9名 精神科病院の医師、大学の学識経験者、障害者基幹相談支援センターの職員  
相談支援事業所の職員、家族会のスタッフ、行政の精神保健担当職員
- ・ 内容：ピアサポーターの活動報告、情報提供、意見交換 等

#### 【平成21年度～】「ピアサポーター講演」(年数回開催：相談支援事業所主催)

- ・ 場所：精神科病院、大学、高齢者施設、看護専門学校、精神保健福祉研修会 等
- ・ 内容：長期入院後地域移行した精神障害者の体験談の話 等

#### 平成25年度「改正精神保健福祉法」成立

#### 【平成25年度】「改訂精神保健福祉法に関する業務従事者研修」(4名参加)

- ・ 研修参加者を中心に精神障害者の地域移行の「実行委員会」立ち上げ準備
- ・ 委員選定にあたって「北九州地区精神保健福祉士会」等、団体への働きかけ実施

### 3-② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

#### 【平成26～令和元年度】「北九州市精神障害者地域移行連携協議会」

(年数回開催)

- ・ 構成：11名 精神保健福祉士協会役員、精神科病院の精神保健福祉士、障害者基幹相談支援センターの職員、相談支援事業所の職員、各区保健福祉課・精神保健福祉課・精神保健福祉センターの行政職員
- ・ 内容：精神障害者の地域移行の現状把握や取り組み検討、研修の企画 等

#### 【令和3年度～】「北九州市精神保健福祉審議会」(年数回開催)

精神保健医療福祉連絡会議を発展させた形で、市の付属機関（北九州市精神保健福祉審議会）にて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議するようになった。

- ・ 構成：16名 医療関係、事業所関係、学識経験者、家族会関係、人権擁護関係
- ・ 内容：北九州市精神保健福祉行政の現況報告、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について 等

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

## ＜昨年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (昨年度当初)	実績値 (昨年度末)	具体的な成果・効果
①協議の場の開催	2回	2回	システム構築に向けた取り組みについて、幅広く意見を聴取することができた。
②夜間休日精神医療相談電話の実施	電話相談員 1名配置 (待機医師1名配置)の体制維持		年間相談件数は1,695件であり、緊急的な状況に対応する役割を果たすことができています。
③ピアサポーターの養成及び活動の実施	登録者数:14名 活動:6回	登録者数:12名 活動:6回	広報活動等を継続し、活動の場を維持することができた。講演活動を通して150名以上の方々にピアの体験談を伝えることができた。
④家族相談会の実施	4回	4回	病院への相談の仕方や本人への働きかけ方など家族が抱える悩みに具体的な対応方法を一緒に考えていくことができた。
⑤地域移行研修会の実施	1回	1回	数年ぶりに対面形式で研修を実施することができ、グループワークを通して関係機関のネットワーク構築に寄与することができた。

## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

## 【特徴(強み)】

令和3年度から市の付属機関（北九州市精神保健福祉審議会）にて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議するようになったため、幅広い関係者から様々な意見をもらえるようになった。また、各関係者の代表的な立場の委員と意見交換できるようになった。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する視点別の認識(取組)	
幅の広い関係団体からの参加のため意見がまとまりにくい傾向がある。	1回の協議で終わらずに、何度も協議し、ニーズを的確に把握し、対応の方向性を決めること。	行政	議題の検討・研究
		医療	病院での取り組みの共有
		福祉	事業所での取り組みの共有
		その他関係機関・住民等	地域関係者からの意見を共有する
法改正等を踏まえた事業の整理に着手できていない。 (心のサポーター養成事業(ここサポ)、入院者訪問支援事業(訪問支援事業))	事業のスキームを共有し、北九州市版の作成に向け、多様な視点から協議する。	行政	事業スキーム案の作成と協議の場での提示
		医療	可能な範囲での協力(ここサポ指導者、訪問支援員の受け入れ等)、意見提案
		福祉	事業に対する理解を高める、意見提案
		その他関係機関・住民等	事業に対する理解を高める、意見提案

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (今年度末)	見込んでいる成果・効果
精神保健福祉審議会の開催	2回/年	2回/年	各代表の意見を踏まえて本市の状況に合ったシステム構築を目指していく。
年度下半期に行われる協議の場で本市版新規事業のスキームを共有する	ここサポ：未着手 訪問支援事業：未着手	協議の場での審議(1回)	多角的な意見をふまえて、本市の状況に合ったここサポ、訪問支援事業のスキーム・事業計画を策定する。

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

### 【にも包括構築の体制】

精神科医療機関、福祉事業所、学識者関係、家族会、人権擁護委員等が参画する協議会（協議の場）と連携しながら、にも包括の構築を推進

所管部署名	所管部署における主な業務
精神保健・地域移行推進課	にも包括全般（協議の場の運営、地域移行支援、措置入院者の退院後支援取りまとめ等）、自立支援協議会に関すること

連携部署名	連携部署における主な業務
区役所保健福祉課	地域における精神の保健・福祉に関する相談・訪問指導等を実施
障害者支援課	障害福祉サービス、基幹相談支援センター、相談支援体制に関することの業務所管
精神保健福祉センター	精神保健福祉に関する研修、人材育成

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	市作成の「措置入院者退院後支援マニュアル」に基づき、入院後1か月経過時点で市から病院へ状況確認、及び区役所と情報共有を行っている。逆に区役所に先に情報が入った場合は所管課に情報提供がある。	病院と所管課が最初に繋がり、その後所管課と区役所が情報共有する流れが通例化できているため、措置入院者が行政職員に会う前に退院するケースはほぼない。
医療		
福祉	措置入院者の退院時カンファレンスの他、必要に応じて地域移行支援対象者や処遇困難ケース等について障害福祉サービス事業所、病院、訪問看護事業所、行政等とでケースカンファレンスを実施している（実施主体はケースによって異なる）。	個別ケースを介して行政と関係者間で情報交換や意思疎通がスムーズに実施できるようになっている。
その他関係機関・住民等	定期的開催される協議の場に参加してもらっている。	家族会や人権擁護委員等幅広い分野の関係者に参加してもらうことで、多岐にわたる視点で協議を行うことができる。

※各部門の状況はできるだけ詳しく記載ください

## 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
精神保健福祉 審議会	保健、医療、福祉関係 機関、家族会、法律関 係、行政担当者等	2回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の場として 事業の方向性、目標 を検討</li> <li>・前年度の活動報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、医療、福祉で顔の見える関係を築くことを目標とする。</li> <li>・審議会の意見も取り入れながら地域移行支援ガイドブックを作成した。</li> </ul>

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

## 8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

短期目標 (今年度)	法改正等を踏まえ、にも包括を再構築する。	
スモール ステップ	新規事業(心のサポーター養成事業・入院者訪問支援事業)の調整に着手する。	
時期(月)	実施内容	具体的な取組
<ここサポ> R6年6月	市内部での調整①	所管課の決定、市の既存研修との整理、既存研修との統合の可能性について関係課と協議した。
8月	研修①	試験的に、教育委員会事務局職員対象にここサポ研修を開催した。
10月 (予定)	研修② 市内部での調整② 研修③	障害福祉サービス事業所・家族会向けに研修を開催した。 民生児童委員向け開催に向けて、関係課と協議する。 市立教員向けに研修を開催する。
<入院者訪問 支援事業> R6年7月 (予定)	アンケート 関係機関との協議	市内精神科病院向けに訪問支援事業についてのアンケートを実施した。 県内共同実施に向けて、県や関係市との協議を行う。